



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 5 9 号 令和 6 年 1 0 月 2 9 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 1 8	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
5 1 9	同	同
5 2 0	同	同
5 2 1	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
5 2 2	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
5 2 3	県営土地改良事業の工事が完了した件	農山漁村振興課

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
5	徳島県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第五百十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十八施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 四、七〇四、〇〇〇キロワットアワー
- 2 調達物品等の特質等
仕様書による。
- 3 契約期間
令和六年十二月二十三日から令和八年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊	板野郡松茂町豊久字朝日野一五―二
徳島県立防災センター及び徳島県消防学校	同 北島町鯛浜字大西一六五
徳島県鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩字七枚一二八
徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目一四〇―三
徳島県動物愛護管理センター	名西郡神山町阿野字長谷三三三
徳島県自治研修センター	徳島市南庄町五丁目七七―一
徳島県中央こども女性相談センター	同 昭和町五丁目五―一
徳島県立保健製薬環境センター 放射能棟	同 万代町五丁目七―一
徳島県立総合看護学校	同 鮎喰町二丁目四一―六
徳島県東部保健福祉局徳島保健所庁舎	同 新蔵町三丁目八〇
徳島県小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町一―二七
徳島県東部保健福祉局吉野川保健所庁舎	吉野川市鴨島町鴨島一〇六―二
徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎	阿南市領家町野神三一九

徳島県西部総合県民局保健福祉 環境部三好保健所庁舎	三好市池田町マチ二五四二番地四
同 美馬保健所庁舎	美馬市穴吹町穴吹字明連二三
徳島県立中央テクノスクール	徳島市南末広町二三―六四
徳島県立南部テクノスクール	阿南市桑野町岡元一〇九―一
徳島県立西部テクノスクール	美馬郡つるぎ町貞光字東浦一二八―四
徳島県立工業技術センター	徳島市雑賀町西開一―番地の二

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から9までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札審査要綱参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達期間の初日から供給をすることが可能である者であること。

9 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

三 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札審査要綱参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、

この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

(一) 受領期限

令和六年十一月二十二日（金曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話　〇八八―六二一―二〇六四

2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

(一) 交付期間

令和六年十月二十九日（火曜日）午前九時から同年十二月十八日（水曜日）午後五時まで

(二) 交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五

入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類（以下「確認資料」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる提出期間内に2の(二)に掲げる提出場所へ提出すること。

(一) 入札参加資格確認票

(二) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(三) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(四) 適正な電力供給のための体制が分かるもの（供給約款等）

(五) 電力供給実績調書

2 確認資料の提出期間、提出場所、提出方法及び提出部数

(一) 提出期間

令和六年十月二十九日（火曜日）から同年十一月二十二日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

ファクシミリ　〇八八―六二一―二八二八

- (三) 提出方法
電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）

(四) 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和六年十二月十九日（木曜日）午後一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる提出期間内に必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

(一) 提出期間

令和六年十二月二日（月曜日）から同月十八日（水曜日）午後五時まで

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

3 入札方法

入札金額は、調達期間の電気料金の総価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十八施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

- (三) 記名のない入札
 - (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
 - (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
 - (八) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (九) その他入札に関する条件に違反した入札
- 7 落札者の決定方法
- 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 8 契約書作成の要否
- 9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
- 徳島県企画総務部管財課
- 徳島市万代町一丁目一番地
- 10 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 11 その他
- (一) 詳細は、入札説明書による。
 - (二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。この場合において、県は、当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

(三) 問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 ○八八―六二一―二〇六四

ファクシミリ ○八八―六二一―二八二八

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

七 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products to be Purchased
- Electricity used in Tokushima Prefectural
- Fire and Disaster Aviation Unit and Tokushima Prefectural Police Aviation

Unit, and 18 other facilities.

the Estimated Electricity: 4,704,000kWh

2 Period for the Submission of Tender

Hand delivered submission: 1:30 p.m. on December 19, 2024

Submission by mail: between December 2, 2024 and 5:00 p.m. on December 18, 2024

3 Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2064

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2064

徳島県告示第五百十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか二十二施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 三、一五三、六〇〇キロワットアワー

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和六年十二月二十三日から令和八年三月三十一日まで

4 調達期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

5 需要場所

施設名		所在地	
徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎	同	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱九六一〇―二	
美波庁舎	同	海部郡美波町日和佐浦一―三	
畜産研究課豚舎	同	板野郡上板町泉谷砂コウ一	
同	同	同	
農業大学校勝浦資材管理棟	同	勝浦郡勝浦町大字沼江字中筋一一―一二	
徳島県徳島家畜保健衛生所	同	徳島市南庄町五丁目九四	
木材利用創造センター	同	同 一―九	
徳島県立農林水産総合技術支援センター本館	同	名西郡石井町石井字石井一六六〇	
農産園芸研究課上板試験地	同	板野郡上板町神宅字東山一四五	
畜産研究課本館及び繁殖センタ	同	同 泉谷砂コウ一	
同		勝浦郡勝浦町大字沼江字中筋一一―一二	

農業大学校勝浦本館	
新町川浄化用水場	徳島市上助任町三本松地先
徳島小松島港赤石地区コンテナフレ ートステーション	小松島市和田津開町字北四〇一
加賀須野橋	板野郡松茂町広島字浜ノ須地先
立江川排水機場	小松島市赤石町三―四三
正木ダム	勝浦郡上勝町大字正木字藤ノ内一八―二
宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間五八
石井引田排水機場	名西郡石井町藍畑字東寛円
徳島県南部総合県民局県土整備部那 賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ六四―一
徳島県東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町六―三六
徳島小松島港沖洲（外）地区管理棟	同 東沖洲二丁目六六番地
沖洲マリナーミナル	同 一四番地
福井ダム	阿南市福井町鉦打九五―二一

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から9までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札審査要綱参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達期間の初日から供給をすることが可能である者であること。

9 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること

三 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札審査要綱参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない。
なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

(一) 受領期限

令和六年十一月二十二日（金曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 ○八八―六二一―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 ○八八―六二一―二〇六四

2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

(一) 交付期間

令和六年十月二十九日（火曜日）午前九時から同年十二月十八日（水曜日）午後五時まで

(二) 交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類（以下「確認資料」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる提出期間内に2の(二)に掲げる提出場所へ提出すること。

(一) 入札参加資格確認票

(二) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(三) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(四) 適正な電力供給のための体制が分かるもの（供給約款等）

(五) 電力供給実績調書

2 確認資料の提出期間、提出場所、提出方法及び提出部数

(一) 提出期間

令和六年十月二十九日（火曜日）から同年十一月二十二日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時

までを除く。)

(二) 提出場所

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

ファクシミリ 〇八八―六二一―二八二八

(三) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）

(四) 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和六年十二月十九日（木曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる提出期間内に必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

(一) 提出期間

令和六年十二月二日（月曜日）から同月十八日（水曜日）午後五時まで

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

3 入札方法

入札金額は、調達期間の電気料金の総価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか二十二施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

要

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。この場合において、県は、当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

(三) 問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 ○八八―六二一―二〇六四

ファクシミリ ○八八―六二一―二八二八

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

七 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products to be Purchased
Electricity used in the Naruto Office of Tokushima Prefectural Agriculture, Forestry and Fisheries Technology Support Center Fisheries Research Division, and 22 other facilities.
the Estimated Electricity: 3,153,600kWh
- 2 Period for the Submission of Tender
Hand delivered submission: 2:00 p.m. on December 19, 2024
Submission by mail: between December 2, 2024 and 5:00 p.m. on December 18, 2024
- 3 Section in charge of contract
Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2064
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2064

徳島県告示第五百二十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
徳島県文化の森総合公園で使用する電気
- 2 調達期間における予定使用電力量の合計 四、五〇八、七〇〇キロワットアワー
仕様書による。
- 3 契約期間
令和六年十二月二十三日から令和八年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 5 需要場所
徳島市八万町向寺山
徳島県文化の森総合公園

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から9までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札審査要綱参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- 6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達期間の初日から供給をすることが可能である者であること。

9 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

三 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札審査要綱参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない。
なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年十一月二十二日（金曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 〇八八―六二二―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 〇八八―六二二―二〇六四

2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

（一） 交付期間

令和六年十月二十九日（火曜日）午前九時から同年十二月十八日（水曜日）午後

五時まで

（二） 交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類（以下「確認資料」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる提出期間内に2の（二）に掲げる提出場所へ提出すること。

（一） 入札参加資格確認票

（二） 二酸化炭素排出係数等適合証明書

（三） 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

（四） 適正な電力供給のための体制が分かるもの（供給約款等）

（五） 電力供給実績調書

2 確認資料の提出期間、提出場所、提出方法及び提出部数

(一) 提出期間

令和六年十月二十九日（火曜日）から同年十一月二十二日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電子メール kanzai-ka_eshi-nsei@a11.pref.tokushima.lg.jp

ファクシミリ 〇八八―六二二―二八二八

(三) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）

(四) 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和六年十二月十九日（木曜日）午後二時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる提出期間内に必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

(一) 提出期間

令和六年十二月二日（月曜日）から同月十八日（水曜日）午後五時まで

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

3 入札方法

入札金額は、調達期間の電気料金の総価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額

の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金
免除

5 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県文化の森総合公園で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約書作成の要否
要

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となつた場合は、県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。この場合において

、県は、当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

(三) 問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管理課土地管理担当

電話 〇八八—六一一—一〇六四

ファクシミリ 〇八八—六一一—一六二二

電子メール kanzai_ka_eshi_nsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

ナ Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products to be Purchased
Electricity used in Tokushima Bunka no Mori Park.
the Estimated Electricity: 4,508,700kWh
- 2 Period for the Submission of Tender
Hand delivered submission: 2:30 p.m. on December 19, 2024
Submission by mail: between December 2, 2024 and 5:00 p.m. on December 18, 2024
- 3 Section in charge of contract
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2064
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2064

徳島県告示第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の受理日	年月日	
社会福祉法人山城会	三好市山城町西宇二二二七番地四	山城会デイサービスセンター	三好市山城町西宇二二三五番地二	通所介護	令和六年八月二十八日	令和六年九月三十日	

徳島県告示第五百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和六年十月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
椿泊加入区	椿泊漁業協同組合の地区	釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）及び主としてはえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
同	同	小型定置漁業
伊島加入区	伊島漁業協同組合の地区	小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

徳島県告示第五百二十三号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年十月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
鳴門市大津町段関字東三五番地 吉成憲治ほか十七名	段関地区	平成三十一年三月二十六日

徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局公舎管理規程を次のように定める。

令和六年十月二十九日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局公舎管理規程（平成十四年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表の事業用公舎の項中「那賀郡那賀町大久保中井谷」を「那賀郡那賀町叶町字入ヤ岐」へ改める。

附 則

この規程は、令和六年十一月一日から施行する。